

令和8年6月定例会 県土整備委員会（事前）

令和8年6月10日（水）

〔委員会の概要 県土整備部関係〕

出席委員

委員長	川真田琢巳
副委員長	重清 佳之
委員	山西 国朗
委員	眞貝 浩司
委員	竹内 義了
委員	岸本 淳志
委員	岡 佑樹
委員	達田 良子

議会事務局

議事課長	郡 公美
議事課主任主事	伊勢 七海
議事課主事	今田 雄大

説明者職氏名

〔県土整備部〕

県土整備部長	神原 聡
県土整備部県土強靱化担当部長	小津 慶久
県土整備部副部長	犬伏 伴都
県土整備部副部長	原田 直樹
県土整備部次長（企画担当）	谷川 健治
県土整備部次長（県土整備政策課長事務取扱）	脇谷 浩一
県土整備政策課県土強靱化推進室長	佐々木和憲
建設管理課長	鳳崎 竜一
用地対策課長	井関 仁
高規格道路課長	西岡 治彦
道路整備課長	山下 賢志
道路整備課強靱化・安全対策担当課長	石田 幸市
都市計画課長	桂野 孝
都市計画課まちづくり室長	多田 友和
住宅課長	藤本 裕幸
住宅課建築指導担当課長	濱 佳孝
営繕課長	中本 雅清
営繕課プロジェクト室長	齋藤 実
河川政策課長	披田 毅

河川整備課長	香川 忠司
砂防防災課長	明星 康信
水環境整備課長	細岡 卓也
港湾政策課長	村上 宗用
港湾政策課港湾経営担当課長	丸岡 昭彦

【提出予定議案等】（説明資料）

- 議案第 1 号 令和 8 年度徳島県一般会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 10 号 徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事（４）の請負契約の変更請負契約について
- 報告第 1 号 令和 7 年度徳島県継続費繰越計算書について
- 報告第 2 号 令和 7 年度徳島県繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 3 号 令和 7 年度徳島県事故繰越し繰越計算書について
- 報告第 10 号 令和 7 年度徳島県流域下水道事業会計予算繰越計算書について
- 報告第 12 号 損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

【報告事項】

- 令和 8 年度入札・契約制度の改正及び運用の改善について（資料 1）
- 令和 7 年度県工事入札参加・受注状況について（資料 2）
- 徳島県海岸保全基本計画の改定（素案）について
（資料 3、資料 4、資料 5、資料 6）
- 万代中央ふ頭におけるイベント開催の対応について（資料 7）
- 中東情勢の変化に伴う対応について

川真田琢巳委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（11時23分）

これより県土整備部関係の調査を行います。

この際、県土整備部関係の 6 月定例会提出予定議案等について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることといたします。

なお、理事者各位に申し上げます。

今年度、当委員会においては、議案の説明等は着座のままでなされますよう、よろしくお願いいたします。

神原県土整備部長

それでは、今議会に提出を予定いたしております県土整備部関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

県土整備委員会説明資料の 2 ページを御覧ください。

令和 8 年度 6 月補正一般会計・特別会計予算として、歳入歳出予算、その他の議案等といたしまして、変更請負契約、継続費などの繰越計算書及び専決処分の報告でございます。

資料の 3 ページを御覧ください。一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。

この度の補正予算につきましては、危機管理投資・成長投資となる県土強靱化を推進するための事業費を計上しております。

表の下から 3 段目、計の欄を御覧ください。

左から 3 列目の補正額欄に記載しておりますとおり、県土整備部合計で 48 億 6,958 万 1,000 円の増額をお願いしております。その右隣の計の欄には、補正後の額を記載してございますが、679 億 5,508 万 8,000 千円となっております。また、補正額の財源につきましては、右の財源内訳欄に括弧書きで記載してございます。

次に、4 ページを御覧ください。特別会計でございます。

今回、特別会計の補正はございません。

5 ページを御覧ください。

このページから 10 ページにかけましては、補正予算に係る課別の主要事項説明でございます。

高規格道路課でございます。

国直轄事業負担金として、6,662 万 3,000 円の補正をお願いしております。

6 ページを御覧ください。道路整備課でございます。

緊急地方道路整備事業費など、合計 26 億 3,482 万 6,000 円の補正をお願いしております。

7 ページを御覧ください。都市計画課でございます。

公園整備事業費として、4 億 6,197 万 5,000 円の補正をお願いしております。

8 ページを御覧ください。河川整備課でございます。

津波・高潮危機管理対策緊急事業費など、合計 3 億 9,300 万円の補正をお願いしております。

9 ページを御覧ください。砂防防災課でございます。

総合流域防災事業費など、合計 5 億 8,110 万円の補正をお願いしております。

10 ページを御覧ください。港湾政策課でございます。

港湾補修事業費など、合計 7 億 3,205 万 7,000 円の補正をお願いしております。

その他の議案等でございます。

11 ページを御覧ください。変更請負契約でございます。

徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事（４）に係る変更請負契約でございますが、この工事につきましては、工期及び設計単価の変更に伴う契約金額の変更の御承認をお願いするものでございます

12 ページを御覧ください。一般会計の令和 7 年度継続費繰越計算書でございます。

高規格道路課の大鳴門橋自転車道設置事業、道路整備課の北河内谷川橋新設事業、都市計画課の末広住吉高架橋上部工架設事業ほか 1 件につきまして、継続費により事業を進めておりますが、表の最下段、左から 5 列目の令和 7 年度継続費予算現額の計の欄、91 億 198 万 7,105 円に対し、さらに右へ 3 列目の翌年度逓次繰越額の欄に記載の 53 億 1,345 万 2,753 円が逓次繰越しとなったものでございます。

13 ページを御覧ください。特別会計の令和 7 年度継続費繰越計算書でございます。

港湾政策課の徳島小松島港荷役機械整備事業につきまして、継続費により事業を進めておりますが、表の最下段、左から 5 列目の令和 7 年度継続費予算現額の計の欄、10 億

1,875万円に対し、さらに右へ3列目の翌年度繰越額の欄に記載の8億5,675万円が繰越額となったものでございます

14ページを御覧ください。令和7年度繰越明許費繰越計算書でございます。

このページから19ページにかけては、一般会計及び特別会計における課別の繰越明許費の状況を記載いたしております。

昨年度の定例会におきまして、繰越予定額の議決を頂いたところでございますが、その後も年度内の工事進捗に努め、それぞれお認めいただいた額の範囲内で、繰越額が確定いたしました。

18ページを御覧ください。一般会計の繰越明許費でございます。

表の最下段、左から3列目の翌年度繰越額の欄に記載のとおり、県土整備政策課ほか10課の合計額につきましては、358億3,891万7,261円となっております。

19ページを御覧ください。特別会計の繰越明許費でございます。

公用地公共用地取得事業特別会計における繰越額は、表の最下段、左から3列目の翌年度繰越額の欄に記載のとおり、1億1,026万7,000円となっております。また、港湾等整備事業特別会計における繰越額は、表の最下段、左から3列目の翌年度繰越額の欄に記載のとおり4億3,842万7,231円となっております。

これら、繰越明許費につきましては、関係機関等との調整に不測の日数を要したことなどによりやむを得ず繰り越すものでございます。

20ページを御覧ください。令和7年度事故繰越し繰越計算書でございます。

公用地公共用地取得事業特別会計における繰越額は、表の最下段、中ほどの翌年度繰越額の欄に記載のとおり9,545万1,000円となっております。

事故繰越しにつきましては、契約済地上物件の移転未完了により、やむを得ず繰越しとなったものでございます。

21ページを御覧ください。令和7年度徳島県流域下水道事業会計予算繰越計算書でございます。

旧吉野川流域下水道建設改良事業における繰越額は、表の最下段、左から4列目の翌年度繰越額の欄に記載のとおり、1,219万円となっております。計画に関する協議に不測の日数を要したことによりやむを得ず繰り越すものでございます。

繰り越した事業につきましては、事業効果を発現できますよう、早期完成に努めてまいりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

22ページを御覧ください。専決処分の報告についてでございます。

道路事故の損害賠償額の決定と和解に係る専決処分の報告について記載しております。

美馬市地内の国道438号などで発生しました道路事故9件につきまして、それぞれ記載の賠償金額で和解が成立しましたので、専決処分を行ったものでございます。

以上で、提出を予定しております案件の説明を終わらせていただきます。

続きまして、5点、御報告させていただきます。

お手元に御配布の資料（その1）を御覧ください。

1点目は、令和8年度入札・契約制度の改正及び運用の改善についてでございます。

1ページを御覧ください。

入札・契約制度につきましては、県議会での御論議や、徳島県入札監視委員会入札制度

検討部会からの提言を踏まえて改正し、原則、5月1日から適用しております。

主な改正点につきましては、まず、1、担い手確保・育成としまして、建設技能労働者等の育成の観点から、資料中央の実施内容の欄でございますが、技能者等の育成や適切な処遇につなげるため、建設キャリアアップシステム活用モデル工事の発注者指定型の対象工事を拡大します。

次に、2、働き方改革の推進としまして、就労環境改善の観点から、ワークライフバランスの推進に向け、多様な人材の確保・定着につなげるため、徳島県はぐくみ支援事業などに取り組む企業を、工事及び委託業務の総合評価落札方式において、加点評価します。

2ページを御覧ください。

3、生産性の向上としまして、3次元データ利活用・ICT施工の推進の観点から、ICTを活用する土工工事において、技術の蓄積や利益の確保を図るため、自社リソースで実施する、発注者指定の内製化チャレンジ型を新設し、順次拡大します。

3ページを御覧ください。

リモート型の働き方への転換の観点から、紙と電子データの重複解消と来庁回数の縮減に向け、オンライン電子納品を導入します。

次に、4、建設産業の維持・存続の観点から、建設企業の評価の見直しとして、令和9年度の格付けにおいて、業界全体の企業力の底上げと適正な評価を図るため、土木一式工事の格付け点数の下限值について、特A等級は1,400点とするとともに、A等級は820点、B等級は710点に見直します。

4ページを御覧ください。

技術力の適正な評価として、企業育成や入札参加意欲の更なる向上を図るため、総合評価落札方式における、企業の施工能力及び配置予定技術者の施工能力の補正係数を廃止するとともに、評価基準を緩和し、企業育成型を原則として設計金額5,000万円未満の工事で実施します。

今後とも、本年3月に策定した徳島県建設産業ビジョンの施策展開とともに、公共工事の品質確保や建設企業の技術力向上を図るため、関係団体との意見交換を通じ、入札契約制度の適時適切な改善と適正な運用に取り組んでまいります。

続きまして、お手元に御配布の資料（その2）を御覧ください。

2点目は、令和7年度における県工事入札参加・受注状況についてでございます。

県発注工事の受注状況がまとまりましたので、全工事の上位50者及び主要な工種別について上位者を記載いたしまして、お手元にお配りしております。

資料（その3）を御覧ください。

3点目は、徳島県海岸保全基本計画の改定（素案）についてでございます。

改定の背景につきましては、国が気候変動の影響を考慮した対策へ転換するため、海岸保全基本方針を変更したことから、本県の海岸の新たな防護・整備水準や、環境保全等の指針となる海岸保全基本計画の改定を行うものです。

主な改定内容としましては、2100年時点の気候変動を踏まえた防護水準を設定するとともに、2050年を目標年次とし、各海岸における高潮水位と津波水位を新たな整備水準として設定しております。また、社会環境やニーズの変化への対応として、藻場の再生・保全や、海岸利用の促進などを盛り込んでおります。

今後の予定につきましては、県議会での御論議を踏まえ、パブリックコメントを実施し、11月頃の計画改定・公表に向け進めてまいります。

資料（その 7）を御覧ください。

4 点目は、万代中央ふ頭におけるイベント開催の対応についてでございます。

イベントの概要でございますが、公益社団法人日本建築家協会四国支部徳島地域会が主催する、石上純也氏の徳島文化芸術ホールをテーマとした展覧会が、2026年 6 月 1 日から万代中央ふ頭第 1 倉庫で行われる予定でありました。

経緯でございますが、5 月 25 日に倉庫所有者から県土整備部へ、本展覧会を開催する旨の報告があったことを受け、県におきましては、本展覧会が別紙 1 の、万代中央ふ頭にぎわいづくり構想に基づく、まちづくり及び活性化につながるかどうかの検討を重ね、5 月 28 日に倉庫所有者へのヒアリングを行い、翌 29 日には、別紙 2 の覚書第 8 条に基づき、倉庫所有者に対し、本展覧会の開催場所として使用を認めないよう、別紙 3 の要請を行ったものでございます。

中止要請の理由といたしましては、本展覧会の目的が、万代中央ふ頭の目指すまちづくり及び活性化につながらないと判断したものであります

今回、結果として直前での要請となり、関係者の皆様に御迷惑をお掛けする事態を招いてしまいました。

今後は、万代中央ふ頭のにぎわいを共に創り上げてきた重要なパートナーである倉庫所有者や関係者の皆様とこの度の検証を進め、県民の皆様に愛される万代中央ふ頭のにぎわいづくりに取り組んでまいります。

5 点目は、資料はございませんが、中東情勢の変化に伴う対応について、御報告いたします。

想定外の物価高騰や納期遅延の懸念があることから、去る 4 月 20 日、中東情勢に伴う建設資材高騰等への相談窓口を開設し、受注者の不安解消に努めているところでございます。今後とも、本県公共事業への影響について注視していくとともに、スライド条項の適切な運用や、適正な工期の確保に引き続き対応してまいります。

報告事項は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

川真田琢巳委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

山西国朗委員

私からは、ただいま部長から報告がありました徳島県海岸保全基本計画の改定について、お尋ねいたしたいと思います。

去る 6 月 2 日から 3 日にかけて、本県をはじめ太平洋側を中心に猛烈な風雨や高波をもたらした台風 6 号は、この時期にしては大変、異例のコースを辿ったこともあり、気候変動の影響が身近に迫っているということを強く実感させられる出来事でありました。

こうした気候変動の影響が深刻化し、これまでの想定を超える自然災害リスクが高まる中、この度、海岸保全基本計画の改定に至った背景について、もう少し具体的に説明を求めたいと思います。

香川河川整備課長

ただいま山西委員より、徳島県海岸保全基本計画の改定に至った背景について御質問を頂きました。

近年、全国的に記録的な被害をもたらした平成30年台風21号や、令和元年の東日本台風をはじめ、委員のお話にもありました台風6号、これにつきましても6月での上陸は14年ぶりで、統計開始以来4番目に早かったということも受けまして、気候変動の影響が深刻化しているところでございます。

こうした状況を踏まえまして国は令和2年、海岸保全基本方針を変更いたしまして、過去のデータに基づく対策から、将来の海面上昇や台風の巨大化をあらかじめ見込む気候変動を考慮した対策へと展開したところでございます。

これを受けまして、本県の海岸では地形の条件により高潮の影響を受けやすい海岸と津波の影響を受けやすい海岸があるということで、各海岸の地域特性に応じた整備水準を定める必要がございます。

また環境面におきましては、海水温上昇により藻場の磯焼けや、それから消失が進行するといった海岸環境への配慮が求められているところでございます。

県といたしましては、こうした海岸保全を取り巻く状況の変化を踏まえまして、この度、計画改定を行うものでございます。

山西国朗委員

先ほどの答弁であります、今回の改定によって本県の海岸保全に必要な高潮や津波対策は具体的にどのようなようになっていくのか、もう少し具体的に答弁を求めたいと思います。

香川河川整備課長

ただいま、海岸保全に必要な高潮・津波対策はどうなっていくのかと御質問を頂きました。

これまでの高潮対策につきましては、過去の記録に基づく既往最高潮位に波浪の影響を加味した高さで整備を行い、また津波対策につきましては、数十年から百数十年に一度発生する、いわゆるL1津波に対する整備に多額の費用と長期間を要することから、住民や海岸利用者の生命を最優先に置いた避難時間35分の確保に必要な施設整備を段階的に進めてきたところでございます。

今回の改定によりまして整備の基となる高さを、高潮対策につきましては気候変動を考慮した将来予測に基づく高さに、また津波対策につきましては要配慮者の移動速度などを考慮した避難時間45分を確保するための高さへとそれぞれ見直すこととし、新たな海岸保全基本計画では、これら高潮水位と津波水位の高さを海岸ごとに比較して、より高いほうを整備水準として決めました。

この結果、高潮や津波などへの対策が必要となる整備対象海岸が現在の43海岸から63海

岸に増加いたしまして、施設のかさ上げなど対策を進めることとしております。

また、施設だけでは防ぎ切れない最大規模の災害につきましては、避難のための迅速な情報伝達や市町によるハザードマップの作成への支援など、関係機関と連携してハード、ソフト一体となった総合的な対策を進めてまいります。

今後とも、県民の皆様の命と暮らしを守る、安全で安心な海岸づくりにしっかりと取り組んでまいります。

山西国朗委員

よく分かりました。

今回の計画をこれから改定していくと、こういう手続に入るということでありますが、計画に基づく高潮や津波対策をしっかりと進めていただきたいということと、整備に必要な予算確保、これもしっかりやっていかなければなりません。関係者といろいろと連携しながら取組を加速していただくようお願いをしておきます。

続きまして、これも部長から御報告がありました万代中央ふ頭におけるイベント開催の対応について、お伺いいたしたいと思います。

この件につきましては連日報道されておりまして、県民の皆様方にもいろいろと関心を寄せていただいて、いろいろとお声を頂いている中でありますが、私も報道ベースでしか状況をよく分かっておりません。まずはこの間の経緯、それから使用を認めないという要請をした、その理由について具体的に答弁を頂きたいと思います

丸岡港湾政策課港湾経営担当課長

山西委員から、今回のイベント開催に係る経緯と要請の理由について御質問がありました。

県が管理します万代中央ふ頭は、かつては港湾倉庫が立ち並ぶ物流拠点として栄えていた場所でございます。貨物の取扱いがなくなって以降は、万代中央ふ頭にぎわいづくり構想に基づくまちづくりを進める事業者限定しまして、倉庫の目的外利用という規制緩和を行っております。これまでNPO法人をはじめとする民間主体のコミュニティと県が一体となり、インフラ整備も含めたまちづくりを進めてきた特別なエリアでございます。

今回の事案の経緯でございますが、5月中旬に主催者である日本建築家協会四国支部徳島地域会から、イベント会場となった倉庫の所有者に対し、建築とまちづくりの企画展の場所を提供してほしいとの打診があり、口頭により空きスペースを貸し出すというお話が進められておりました。その後、具体的な内容が知らされないまま倉庫所有者がホームページを見まして、実際のイベント内容が石上純也氏の徳島文化芸術ホールをテーマとした展覧会であることを把握し、5月25日に県へ報告があったものでございます。

この報告を受け県土整備部において、本展覧会が万代中央ふ頭にぎわいづくり構想に基づくまちづくり及び活性化につながるか検討するとともに、5月28日に倉庫所有者にヒアリングを行ったところ、展示内容の確認が遅れた一方でタイミング的に今から主催者に断りを入れるのは難しい、この展覧会が開催されることで万代中央ふ頭の印象がどうなってしまうか心配であるとのことでした。

そこで本展覧会の目的が、一度立ち止まり、協定が継続しているホール計画を含め、考

える機会を設けるべきとなっていること、万代中央ふ頭の内容に触れられていないことなどから、万代中央ふ頭の目指すまちづくりや活性化につながらないと判断し、5月29日に関係部局まで情報を共有し、知事まで報告を行った上で、倉庫所有者に対し開催場所として使用を認めないよう要請を行い、倉庫所有者が県の要請に従って主催者に場所貸しを断ったというものでございます。

山西国朗委員

今回の事案が、表現の自由を侵害しているのではないかという厳しい指摘もあるわけがあります。これについて県としてどのように受け止めているのか、見解を伺います。

丸岡港湾政策課港湾経営担当課長

山西委員より、表現の自由の侵害についてということで御質問がございました。

今回の倉庫所有者への要請は、県として展覧会の開催を否定するものではなく、飽くまで万代中央ふ頭にぎわいづくり構想や万代中央ふ頭規制緩和運用指針、これらに基づいた判断であります。

今回、25日に報告があったため、結果としてイベント開催の直前での要請となったことから、要請時に倉庫所有者だけでなく、主催者に対しても丁寧に説明する必要があったかと考えております。

山西国朗委員

行政ですから、ルールに基づいた対応が求められます。

行政の立場、そして手続というのは一定理解をするところではありますが、今回の問題は明確なルールがなかったのではないかとこのところであります。

今後、このような事案が発生しないように、なぜ今回このようなことが起こったのか、手続の検証も含めて、万代中央ふ頭の利用に関する明確な基準やルールづくりを早急に行うべきではないかと考えますが、見解を伺います。

丸岡港湾政策課港湾経営担当課長

山西委員より、今後の明確なルールを作るべきではないかという御質問を頂きました。

県としましては、覚書を締結している倉庫所有者に対し5月29日に要請を行ったものであり、主催者に対しては契約関係がなかったことから説明を行っていなかったものであります。

結果として開催を直前に控えた時期での要請となり、関係者の皆様に御迷惑をお掛けした点につきましては、真摯に受け止めております。

展覧会の主催者からは、県からも要請に至った経緯を説明してほしいとの依頼を受け、去る6月3日に倉庫所有者と主催者に対しまして説明を実施したところであり、引き続き丁寧に対応してまいりたいと考えております。

万代中央ふ頭は県と民間とが一体となり、まちづくりを進めてきており、昨年度からは岸壁の緑地化を進めるなど、更なるにぎわいの創出に着手していた最中、起こった事案でもあり、今回の事案を契機に万代中央ふ頭にぎわいづくり協議会をはじめ、関係者の皆様

の声をしっかりと聞き、倉庫利用に当たっての手順や手続と具体的なルールづくりを検討し、民間事業者が利用しやすく、そして県民の皆さんが更に立ち寄りたくなる、万代中央ふ頭のにぎわいづくりにしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

山西国朗委員

まちづくりにつながらないとして中止要請をしたということですが、そうした判断をした根拠は何なのかと、あるいはそれは、もしかしたら主観ではないのかというようなことが指摘されても、ルールがなかったということで弁解ができない、そこは重く受け止めなければならないと思います。

県の一連の対応については疑念や不信感を抱かれているのは事実でありまして、誠実に欠けた対応ではなかったかと言わざるを得ません。部としてはしっかりとそこは重く受け止めなければなりません。

その上で万代中央ふ頭については、10年以上にわたって民間の皆様方が中心になってまちづくりを行ってきたという大変重要な施設であって、民間の方々の御協力がなくては成り立たない、そういう空間であります。

これからもしっかりと、そうした関係の皆様方としっかり連携をして、体制を立て直していただきたい、そのことを要望して質問を終わります。

川真田琢巳委員長

午食のため休憩いたします。（11時56分）

川真田琢巳委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時02分）

それでは質疑をどうぞ。

竹内義了委員

私からは、午前中に引き続いて展覧会の中止のことについてお聞きします。

私も報道レベルでしかこの経緯については、まずもって知っていませんし、その上で分からないことを何点かお伺いします。

今日は資料で覚書も提出していただいて、まず、この間の報道でいわゆる所有者と運営事業者、そういう二つの言葉が出てきております。今日の覚書を見ると株式会社ユニフォークが覚書の当事者ということなので、これを見る限りは所有者がこの乙で、運営事業者というのは別にあるのかどうか。そして県としては運営事業者とこれまで協議を進めていたのかどうか。まずこの点についてお伺いしたいと思います。

丸岡港湾政策課港湾経営担当課長

ただいま竹内委員より、運営事業者と倉庫所有者、そのあたりの県との関係性について質問を頂きました。

覚書に書いてあります倉庫所有者が株式会社ユニフォークであります。そして、この倉庫においては、委員のおっしゃった運営事業者というところが、いわゆる倉庫利用者とい

うことで、こちらも株式会社ユニフォークでございます。

ですので、株式会社ユニフォークが所有している倉庫の中で事業を行っているということになります。

竹内義了委員

分かりました。

所有者と運営事業体が一緒だということで、だから今回この乙から県にこういう利用の申出があつて、どうしたものだろうかということがあつたと承りますが、資料を見ると 4 月 1 日に覚書をまかれているということを見れば、これは毎年更新の覚書なのか、今年度から所有者が変わって新しくこの覚書をまき直したのか、これはどういうものでしょうか。

丸岡港湾政策課港湾経営担当課長

ただいま竹内委員から、4 月 1 日の改定ということで年度の更新かという質問を頂きました。

今回のこの覚書については所有者が変わったということで、今年の 4 月にまき直しをしたものでございます。その他の倉庫においても同じように覚書は締結しておりますが、毎年更新というものではございません。今回所有者が変わったということで、こちらの倉庫ではまき直しを行ったものでございます。

竹内義了委員

分かりました。

覚書は表題があつて全文があつて、それぞれ第何条という条文がございますけれども、恐らくこの内容からすると、前文は違えども覚書の内容としてはそれぞれの貸付け、占用している事業体と中身は同じということでよろしいですか。

丸岡港湾政策課港湾経営担当課長

委員から覚書の内容について御質問を頂きました。

覚書をまく相手方によって変わる部分は御指摘のとおりの内容となっております。

竹内義了委員

分かりました。

そこから質問なり要請があつて、混迷が始まったというように受け止めますけれども、今日見させていただいて午前中の議論も聞きながら、県土整備部として何を根拠にそのまちづくりに不適切という判断をなされたのか、その理由が一つはよく分からないです。

添付されています、このまちづくりの資料ですけれども、私はこれは初めて見たものですから、さほど今回の展覧会がこの資料にそぐわないというようには、私は個人的には思えなかったわけです。

ただ、これまでのお話や報道、昨日の知事の会見を見ると全くそぐわないと。まちづくりの方針に全くそぐわない内容で、子供たちが遊ぶところに適していないとか、そういうこともおっしゃられていたわけですから、この今日お示しいただいた万代中央ふ頭に

ぎわいづくり構想改訂版のどの部分に抵触して部として判断をなされたのかそのことをお示してください。

丸岡港湾政策課港湾経営担当課長

竹内委員より、要請に至った理由について御質問を頂きました。

本展覧会につきましては、5月25日に万代中央ふ頭の第1倉庫の所有者、株式会社ユニフォークから連絡がありまして、万代中央ふ頭において開催予定であるということ把握いたしました。

これを受けまして倉庫所有者とヒアリングを行うなど、県所有の港湾用地の管理者として、この展覧会を万代中央ふ頭で開催することが、万代中央ふ頭にぎわいづくり構想にある倉庫をコミュニケーションの拠点として、地域活性化や観光振興を図るための空間利用ということであるか、また、新ホール建設の進められようとしている最中の開催といった観点から検討した結果、万代中央ふ頭が目指すまちづくり及び活性化につながらないだけでなく、新ホールのプロポーザル手続が進む中、万代中央ふ頭での開催は、新ホール建設に混乱を招くおそれがあると考えられるため、万代中央ふ頭における倉庫以外の利用に係る覚書第8条に基づいて、倉庫所有者に対し、本展覧会の開催場所として使用を認めないよう要請に至ったものでございます。

竹内義了委員

その部分しか答えようがないのだろーと思いますけれども、昨日の会見で知事は、あわぎんホールでもやればいいんだというような発言をされたと思います。これはテレビで見えていましたから、あわぎんホールでオーケーというトップの判断と、万代中央ふ頭でやることの判断、これは駄目だというこの整合性のなさといいますか、どんどん理由が後付けというか、何だかよく分からない状況になっていると思います。

あわぎんホールではオーケーで、万代中央ふ頭の利用目的にはそぐわないということですが、この資料の中で触れられていますにぎわいの更なる創出というところを見ると、この展覧会がこれに文化的にもにぎわいの面的にも、そぐわないという見方をするほうが無理があるのではないかと思います。これはもう何度この場所で議論をしても、多分聞くことと答弁内容は噛み合わないと思いますので、非常に難しい課題だなと。

ただ、今日の新聞で岡委員がコメントを出されていましたが、何か議論のステージが変わったときに、本当に困るような状況になるのではないかと心配をしています。ですから、県民からしてみるとものすごく突発的に事態が出て、何だかどんどん分からなくなっている。途中経過として知事の言うことが変わってきている。そんなこともみんなが見ているわけですから、何かしかりとした場所でないと話が進まないのかなという気はしています。

これも報道ベースで思うことですが、部局の皆さんが、例えば説明が不十分だったとか、いろんなコメントを出されていますけれども、例えば行政手続にストップをかけるのが目的のイベントだと副知事がおっしゃっていらっしやると。一方で知事は県としてホールの建設は全然立ち止まっていない、進んでいると。もちろんそうだと思いますし、捉え方がそれぞれの立場でとてもバラバラなのです。政策監が最終的に知事へ連絡を

入れて、部の判断として中止の要請をしたということなのですが、これはどういう手順で、部内で議論をして結論を出したのか。港湾政策課で議論を中心にして、どういう相談をして最終的に、例えばこれは県の方向性と全く違うと、行政手続にストップをかけるのが目的のイベントだと、どこで判断をされたのか。どういう手順でその議論を進めて、どのように判断をされたのか、その経過についてお示しいただければと思います。

丸岡港湾政策課港湾経営担当課長

竹内委員より、今回の要請に至った意思決定の過程について御質問がありました。

今回の要請に至った経緯と意思決定につきましては、5月25日に万代中央ふ頭の第1倉庫の所有者から連絡を受けまして、万代中央ふ頭において開催予定であるということ把握しました。

これを受けまして県土整備部内において、万代中央ふ頭での開催が、万代中央ふ頭でのルールに適しているかどうかの検討を進めました。28日には倉庫所有者に詳細なヒアリングを行い、本展覧会の開催目的が構想にある万代中央ふ頭のまちづくり及び地域活性化につながらないと判断し、県土整備部として要請を行う方針というものをボトムアップで意思決定をしたものです。庁内の関係部局もあることから情報共有を図った上で知事まで報告したということでございます。

竹内義了委員

どういう協議内容だったかというのはなかなかお示しいただけない、示しようがないのだろーと思いますけれども、これまで何度も議論があり報道でもあったように、開催の三日前ですかね、要請をすると。結構荒技だと思います。

それが例えば反社会的な行為とか団体がするのであれば、まだ表面的にも少し理解ができる部分があるのですけれども、全くそうではない。中止をさせるというのはよっぽどの理由がないと、どんな施設であれ、それはなかなか本当に重い判断だろうと思います。

以前、新型コロナウイルスが流行しだした時に、三好市の三好市池田総合体育館を、あの時ですからクラスターとかいろんなことが考えられる中で、新型コロナウイルスの最初の段階で会場を貸さないという判断をして、酒まつりを本当に数日前に中止したことがありました。それはもう本当に公衆衛生の安全の問題から、もう今となっては適切な判断だったのだろーと思いますけれども、相当ハレーションが起きるわけです。

そのことは恐らく想像できると思いますので、その三日前に開催の中止を要請するということに対して、何かほかの方法はなかったのか。例えば会場の変更、知事があわぎんホールだったらできますと昨日も断言されていましたから、例えばこういう場所だったらできます、こういう形に変えてくれませんかとか、そういう判断なしに中止です、中止をお願いしますという要請に至るといえるのは現場としても重い判断だったのだろーと思いますが、そういう議論はなかったのでしょうか。

丸岡港湾政策課港湾経営担当課長

竹内委員から、ほかの方法はなかったのかという趣旨の御質問を頂きました。

今回の件につきまして、県として本展覧会が万代中央ふ頭において開催予定であるとい

うことを把握したのが、5月25日に第1倉庫の所有者から連絡を受けた時点でありました。このため開催予定日まで限られた期間の中で事実確認や倉庫所有者へのヒアリングを行い、速やかに対応を行ったところではあります。

行政手続としましては、県は覚書締結の相手方であります倉庫所有者と行うことが原則であることから、まず倉庫所有者による報告を受けてから要請に至る間においてもヒアリング等は倉庫の所有者と行ったものでございます。

結果として開催を目前に控えた時期での要請となったことで、今回の混乱が生じていることから、展覧会の主催者であります公益社団法人日本建築家協会四国支部徳島地域会から経緯を教えてほしいという依頼も受け、6月3日に説明したところであります。引き続き丁寧に対応してまいりたいと考えております。

竹内義了委員

極めてレアケースだろうと思います。

開催三日前に県が中止の要請を判断して、三日前に要請をする。それを所有者がどう受け止めるかということなのではございますけれども、県から中止の要請があった時に、知事が民間の判断だと、これはもう民間が判断することをインタビューでも答えられていましたけれども、そのことが民間の判断として、いや我々はやるのだとなったときに、どうなることを想定されてましたか。

知事は民間の判断で開催を取りやめたという捉え方をされていましたが、知事の言葉を借りれば、やるのを強行してもいいようなニュアンスでおっしゃってましたから。県の要請を受けて、それでも団体がやる、やりたい、会場も貸すってなったときに、あんな単純な話ではなくなると思います。そのときの想定はどのようにされていたのか答えられるでしょうか。

丸岡港湾政策課港湾経営担当課長

竹内委員より、最終的に民間が判断した際のことにつきまして質問を頂きました。

今回の展覧会の会場となります第1倉庫は民間の施設であることから、県から倉庫の所有者に対して、会場としての使用を認めないよう要請を行い、県の要請に従って倉庫の所有者が貸出しを断ったということであります。県の要請に従う形で民間倉庫所有者が判断したという事実は同じということでございます。

開催を目前に控えた時期での要請となり、関係者の皆様に御迷惑をお掛けしたという点については真摯に受け止めております。決して意図的な妨害ではないということを御理解いただきたいと思います。

竹内義了委員

非常に苦労されたと思うのです。厳しいことを言いますが、相当御苦労されてこの結論を出されたのだらうと思っています。それは今となっては正直なところ、知事の関与があったのだらうとしか我々はもう考えられないです。

5月1日からウェブ上で広報もされ、それぞれ周知をされて、9日の言った言っていないという発言が報道されて余計混乱しているという状況ですから、もう本当に皆さんが何か

のタイミングで、忖度してそういう結果を叩き出したのだろうとしか考えられない、第三者から言うのですよ。恐らく多くの方が同じような思いを持っていらっしゃるのだろうと思います。

ただ、そうではないと、これはもう部としての判断だということがあるのですから、これ以上のことはなかなかこのことについては言いようがないのですけれども、本当に大変なことをやったなというのが率直な思いです。ただやってしまった、向こうも県に対してどうこうしてもらおうというつもりはないということなので、良かったということなのですけれども、これは本当に事によれば大問題になってきますし、そのことは今後もしかするとあるのかも分らないと。

これまでの部長のコメントで丁寧に説明していくとか、きちんと対応していくというコメントがあったと思うのですけれども、6月に入ってこの問題が表面化して、ウェブで検索をするだけでも、県に説明を求めたいであったり、情報公開請求してとか、いろんなコメントがそれぞれのSNSやホームページ上であるということを考えると、現段階でも県に対して、幾らかその見解を求める、経緯の説明を求める、又は情報公開請求がある、そういったことがもう既にあるのではないかと考えています。

現にそのことについて要請や請求があるのであればお答えいただきたいと思います。

丸岡港湾政策課港湾経営担当課長

竹内委員より、現在の問合せ等への対応状況ということの質問がありました。

現在の状況につきましては、マスコミ関係各社からは13社より取材の依頼や電話、メール等での問合せを頂いており、適宜対応を行っております。

そのほか一般の方から港湾政策課宛てに質問や意見として寄せられたものが合計4件ございます。目安箱に1件、メールで1件、電話2件という形になっており、全て対応を終えております。

このほか、情報公開請求は4件届いております。現在対応を進めているところです。

引き続き、問合せや質問には丁寧に対応してまいります。

竹内義了委員

午前中にあったルールづくりも含めて、今回の質問に対する対応、それから情報公開請求に対する対応、これは極めてデリケートに慎重に丁寧に対応するべきだろうと思いますので、その対応をお願いしたいと思います。

その中で説明責任を果たしながら、今後の、みんなが納得できると思いますか、こういう場合は仕方がない、こういうケースで使いやすいのにしようみたいなことができるのであればいいのですけれども、非常に厄介だというのが率直な感想です。

それとですね、昨日の知事会見で、この開催団体からいわゆる使用申請ですかね、会場の使用の申込みが非常に不十分な内容だったと、所有者がこんな内容ではできないというような判断をしたということでお示しされておりました。どの程度不十分だったのか、もう体を成してなかったのか。あの団体がそんなことはないと思うのですけれども、普通に申請して許認可の議論に入るわけですから、どの程度不十分だったのか、そのことについてまず聞きたいと思います。

丸岡港湾政策課港湾経営担当課長

竹内委員から倉庫の利用の申込みについてどのような内容であったか、その状況について質問頂きました。

先ほど来申し上げておりました倉庫所有者へのヒアリングの際に聞いた状況におきまして……

川真田琢巳委員長

小休いたします。（13時32分）

川真田琢巳委員長

再開いたします。（13時33分）

村上港湾政策課長

ただいま竹内委員から、どのような状況であったかというところでございますけれども、5月25日に倉庫所有者の方から報告を受けました。それ以降いろいろ検討していたのですが、28日にヒアリングを再度行ったところです。その時に主催者からは5月の中旬頃にこういう展覧会をするという状況だけの報告を受けていたということでございました。

その後、具体的に開催の内容について、今回の石上氏の展覧会というような内容が行われることを把握されたと。それも万代中央ふ頭の第1倉庫の中で行っていくということになって、それをもって5月25日にその内容を県が報告を受けたということで、その時ヒアリングした時には口頭での申込みというか、会場を使わせてくださいと、そういったことでございました。

竹内義了委員

このエリアでいろんな貸フロアなり貸倉庫なりがあるだろうと思いますが、今までは例えば、口頭でその所有者にこういうイベントをしたいので貸してくれますか、はい分かりました的なのでオーケーだったのか、正式にこういう申込書を書いて必要書類を作成して提出をする、それでなければ開催ができないものなのか。

このケースが異例なのか、このケースが日常的にあった中で、このケースが問題とされたのか、そこはどうでしょう。

丸岡港湾政策課港湾経営担当課長

竹内委員より、イベント等での倉庫の貸出しの手續等の状況ということで御質問がありました。

県と倉庫所有者等の間で締結しています万代中央ふ頭における倉庫以外の利用に係る覚書においては、イベント開催等の目的で第三者に使用させる場合、あらかじめ内容を県に報告すると規定しております。

万代中央ふ頭における本展覧会においては、5月中旬に主催者側から倉庫所有者に対して口頭で展覧会の開催会場としての使用申込みがあったものの、具体的な内容が知らされ

ないまま、所有者がホームページ等を通じて、実際のイベント内容が石上淳也氏の芸術ホールをテーマにした展覧会であることを把握し、5月25日に県へ報告があったものであります。

この報告を受けて、県では展覧会のイベント内容の再確認や、5月28日にはヒアリングを行うなど、万代中央ふ頭での開催がルールに適しているかどうか検討を進めたというところでございます。

竹内義了委員

もう余り時間がございませんので。つまり、あそこのエリアで何かイベントがあるとき、所有者を通じて、県はそのイベント内容は全て把握しているという前提で我々は考えていてよろしいでしょうか。

村上港湾政策課長

ただいま竹内委員から、今回のスペース貸事業のような所において、イベント単発とかいろいろございますけど、そういったところでどういった報告がなされているかということでございますけれども、今回の倉庫所有者と倉庫利用者は同じでございます。

この事業の目的がスペースを貸す事業ということで、今進められているところでございますけれども、先ほどおっしゃられたように、例えば単発のイベント、半日餅つきをするとか、ちょっとした企画展をするとか、そういったものについては細かいところの報告というのはあつたりなかったりということで、こうした細かいルールが今決まっていないという状況でございます。

今回は期間が少し長いということで報告があつたところでございます。

竹内義了委員

おっしゃるとおりだろうと思います。

利用の仕方からすれば全てを把握するというのは前提として成り立たないので、今回は本当に所有者がびっくりしたのか、それともということになるのですけれども、私の考えですが5月9日に知事が訪問をした時のことからいろいろ無理が生じたのではないかなという思いを持っています。それは違うと言われるかも知れませんが、恐らく今回の流れを踏まえて大多数の人がそういう見方をするのではないか、忖度せざるを得なかった、忖度をしてしまったというように私は受け止めています。

本当に部として大変な御苦勞を背負われたなと思いますけれども、しっかりと今後は説明責任も果たしていただきながら、二度と同じようなことは繰り返してはならないと思います。

それは今の段階では、県の考え方と違うところに貸し付けることは駄目だという判断をしたことが、本当にこれが一番駄目なところだろうというように思っています。本当に良い展覧会の良い展示を見て考える人も、もしかしたらいたかも知れませんが、県として県知事として部局として、そういう大きな度量で前に進んでいるのですから、そこを比べてみていろんな思いを県民に持っていただく機会になれば良かったかなと本当に率直に思います。今後は本当にきちんと対応していただいて、二度とこういうようなことがないよう

をお願いをして終わります。

岡佑樹委員

イベント開催の対応について何点かお聞きしたいのですけれども、経緯は先ほどからずっとお話を聞かせていただきました。

5月の中旬に展覧会をすると、建築とまちづくりの展覧会をするということで、これは報告があったのですか、県のほうに。別に立って言ってくれなくていいので。報告があったのですね。そういう報告があって、25日にその倉庫所有者の方から内容がこうですよというような報告があったと。26日から28日の間に本展覧会が万代中央ふ頭のにぎわいづくり構想に基づくまちづくり及び活性化につながるかを検討してあるのですけれども、この検討されたのは誰なのですか。

丸岡港湾政策課港湾経営担当課長

26日から28日にどのような検討を行ったのかということを質問を頂きました。

今回の要請に至った経緯と意思決定ということでございますが、25日に第1倉庫の所有者から報告があり、そして把握して、これを県土整備部内で万代中央ふ頭での開催が万代中央ふ頭でのルールに適合しているかどうかということを検討を行いました。28日には倉庫所有者に詳細なヒアリングも行い、本展覧会の開催目的が構想にある万代中央ふ頭のまちづくり及び活性化につながらないと判断し、県土整備部として要請を行う方針をボトムアップで意思決定を行ったものであります。

岡佑樹委員

私も竹内委員と一緒に昨日の知事の記者会見を見ていました。

あと6月4日ですかね、鳴門かどこかでのぶら下がりの取材、四国知事会か何かあった時の資料も見ているのですけれども、協議会の方々とか皆さんと話をした結果、今回の結果になったって言っているのですよね、止めるって。

今の話だったら、県土整備部内だけで、中の人間だけで話をしたってということですね。地域の協議会の人とかは一切入っていませんと。26日から28日までの検討は、県土整備部の部局の中だけで話をしたっていう理解でよろしいですか。

村上港湾政策課長

ただいま岡委員から、県土整備部内での検討で話を進めていったのかという御質問でございます。

まず5月25日に倉庫所有者から連絡がございました。こちらについては万代中央ふ頭においてこういった展覧会が開催されるという趣旨の内容でございました。それを、県土整備部内で情報共有するとともに、交流拠点整備課とも情報共有したところ、15日に先ほど岡委員がおっしゃられたような企画展の成果品の仕様とか、そういった問合せがあったところでの情報共有というのは図っておりました。その後、倉庫所有者と再度28日にヒアリングを行いました。そういったことを受けて、また再度県土整備部内で検討したことを踏まえまして、県の中で意思決定を上まで上げていったというところでございます。

先ほどの万代中央ふ頭にぎわいづくり協議会との話合いというところでございますけれども、そういった意思決定をした結果を、この万代中央ふ頭にぎわいづくり協議会の会長にも県から報告いたしまして、こういった場所として貸さないという、事を認めないという要請を行うという旨を会長に御説明した上で、倉庫所有者に要請を行ったといった経緯でございます。

岡佑樹委員

聞いたことに端的に答えてくれたら結構ですので、経緯は分かっていますので。見たら分かるし。

昨日の記者会見 6 月 4 日の囲み取材の中でも、何回も協議会の皆様方とも相談をしてとか話をしている言葉が出てきているのですよ。何でしてないことをしたっていうのでしょうか。してないのでしょうか。飽くまで検討したのは県土整備部の中での話ですよ。ただ昨日何回もそのことを言っていますよ。協議会の皆様方って。まちづくりの、何か地域協議会の皆様方って。やっていないのでしょうか。報告はしたけどということですよ。

先ほど竹内委員からもお話がありましたけれども、民間の方が判断したって言うけど、いや県土整備部で判断しましたっておっしゃっているではないですか。それに対して昨日の記者会見で、我々が盾になってやったのだっていうようなことをおっしゃっています。本当は民間の倉庫所有者が、いや貸したくないって言っているけど表に出したら何かいろいろとあつれきが生まれるから、うちが泥でもかぶっておくわなっていうような言い方ですけど、本当にそうなのですか。どうも流れがよく分からないのです。

あと、28日の倉庫所有者にヒアリングっていうのは、具体的にどういう内容のヒアリングをされたのですか。いやこういうのしますって25日に来たのでしょうか。26日から28日まででは県土整備部の中でいろいろと検討したわけですよ。28日に更に倉庫所有者にヒアリングするって、何のヒアリングをしたのでしょうか。これはどういう形で誰がどんな内容のことをヒアリングされたのか教えてください。

丸岡港湾政策課港湾経営担当課長

岡委員から、28日のヒアリングのことについて御質問を頂きました。

5月28日に所有者にヒアリングを行った内容としましては、展示内容の確認が遅くなったと、そして一方でタイミング的には今から断ることが難しいと、そしてこの展示会が開催されることで万代中央ふ頭の印象がどうなってしまうのか不安であるといったような回答を得ました。

岡佑樹委員

考え方はいろいろあるのでしょうかけれども、別に個人的にその人が嘘ついているとかどうこうではなく、このイベントを万代中央ふ頭で開催したから万代中央ふ頭のイメージがどうこうなるっていうのはよく分からない発想なので。

6月2日に聞き取りしましたよね。確か控室で2日でしたよね。会長・幹事長会か何かの日かな、来ていただいて話を聞いたのですけども、その時そんな話は、そこまで具体的

なことが分からなかったので聞けていなかったかもしれませんが、あなた方がおっしゃっていたのは、ここの中止要請の理由について、新ホール建設に混乱を招くおそれがあるということで、万代中央ふ頭のまちづくりの内容と違う、みたいな御説明をされました。この二つはよく覚えています。

飽くまで民間の展覧会です。ホールの現計画とか前計画とか言っていますが、石上氏本人もおっしゃっているように協定自体は破棄されたわけではないので、現も前もないわけです。計画としては残っているような形になっている。進めてはないですけど、予算付けては。これを例えば 1 か月半、2 か月展示をすることによって、新ホール建設に何の混乱を招くおそれが出てくるのでしょうか。

中止要請の理由についてということで、これは志田副知事ですから皆さん方が入って話されたのかどうか分かりませんが、6 月 4 日かなこれも、新聞記事だから 3 日とか 2 日に話したのでしょうか、行政手続にストップをかけるのが目的のイベントだとはっきりしているっておっしゃっているのです。外部でやるイベントで、行政手続にストップをかける目的を持ってやるイベントってできるのでしょうか。

我々議会でいますけど、我々何人かが予算に反対したところで、行政手続にはストップをかけられないのですよね。実際、今まで予算も付いていろんな事業が進んでいます。それが一民間事業者ですよ、まあ言ったら民間事業者が場所を借りて展示物を置いてイベントすることによって、行政の手続にストップをかけるのが目的のイベントができるとは思えないのですけど。どういう発想で行政の手続にストップがかけられるって考え、これは副知事がおっしゃっていますから皆さんは違えますって言うのだったら違えますでいいのですけど、考え方が違うと。一体、何の混乱をもたらすのでしょうか。これを展覧会で展示することによって、県民の皆さん方に何の混乱を来すと思ったのかお答えください。

村上港湾政策課長

ただいま岡委員から、志田副知事が行政手続にストップをかけるのが目的というイベントだとはっきりしていると言ったことについて、何の混乱を来すのかといった理由についての御質問がございました。

この万代中央ふ頭、展覧会を検討されていた第 1 倉庫というのは県所有の港湾用地にございます。この万代中央ふ頭における倉庫以外の利用に係る覚書に基づきまして、この万代中央ふ頭のまちづくり及び活性化に資する目的に限って利用を認めていると、そういった状況のものでございます。

ホームページ等を確認しますと、本展覧会の目的が一度立ち止まり、協定が継続しているホール計画を含め、考える機会を設けるべきとなっていること、それから、万代中央ふ頭の内容に触れられていないということなどから、この万代中央ふ頭の目指すまちづくりや活性化につながらないこと、また新ホールのプロポーザル手続が進む中、万代中央ふ頭での開催につきましては、新ホール建設に混乱を招くおそれがあると判断したものでございます。

岡佑樹委員

その説明、前も聞きましたけど何回聞いてもよく分からないのです。

何の混乱を来すのですか。底地が県ですってどれだけの人が知っていますか。上物の所有者は民間の人なのでしょう。主催者は県ではないわけですよ。明確に表示をされているわけです。何でこれが県がやったことと混同されるのですか。一体、誰がするのですか。誰がするか是非お聞きしたいです。どんな人を想定しているのですか。県民を馬鹿にしていますか。分かりますよ、主催者でもないのに。底地が県であろうが、別に県が主催であろうが、県有地でやっているイベントって全部県が何もかも主催しているのですか。そんなわけないでしょう。

にぎわいづくりと活性化って何ですか。まちづくり及び活性化ってどういうことを指しているのですか。あと万代中央ふ頭のまちづくりの内容に触れられていないって、ちょっと長期に借りるとはいえ、これイベントですからね。例えば何年間かの契約で、あそこでお店をするとかいうのだったら分かるのです。万代中央ふ頭はこういう方向で、こういう人たちに来ていただいて、にぎやかなまちをつくりたいので、こういう人に来てほしいなとかいうので判断するのだったら分かるのですけど、1 か月半くらいのイベントでしょう。1 か月半かどうか知らないけど、1 か月なり 2 か月なりのイベントでしょう。

いや、イベントを開催するのに、例えば申請書みたいなものを書いていくのに、この万代中央ふ頭のまちづくりの内容に触れたようなものでなかったらいけないのですか、教えてください。

村上港湾政策課長

ただいま岡委員から、改めまして、混乱を招くとかまちづくりの活性化につながらないというところの意味が分かりにくいといった御質問でございます。

少し背景を言いますと、この万代中央ふ頭は1960年頃から港湾の倉庫が立ち並ぶ物流拠点として栄えておりました。船舶が大型化していく中、この万代中央ふ頭からずっと東に港が移って行って、今はマリンピアといったところまで港が大きくなっているところでございます。1999年を境に、こちらの万代中央ふ頭においては貨物の取扱いがなくなっていると。そういったところで取り残された倉庫街を、2005年に設立されたNPO法人アクアチッタの方々が地域の定期清掃、それからイベント等を行うことにより、少しずつ倉庫街のイメージが改善されるとともに、その知名度が上がっていったというところでございます。

こうした民間主導の取組をバックアップするために、2011年から条例で倉庫使用に用途を制限していたものを、倉庫以外の飲食店、ショップ、オフィスなどに活用できるよう、県・倉庫所有者などから成る万代中央ふ頭にぎわいづくり協議会を発足いたしまして規制緩和の実証実験をスタートしたという経緯がございます。

さらに2012年には万代中央ふ頭にぎわいづくり構想を策定して、翌2013年には万代中央ふ頭規制緩和運用指針、こちらも策定いたしました。その後、みんなで景観を統一してまちをきれいにしていこうということで、2016年には景観形成のガイドラインというのを策定しております。

そういった経緯も踏まえまして、万代中央ふ頭において少しずつにぎわいづくりの空間が進んできたということで、2024年には万代中央ふ頭のにぎわいづくり構想を改定して、次のステージへというように向かっている最中でございます。

当エリアはこの構想に沿ったにぎわいづくりを進める事業者に限り、規制緩和運用指針に基づく覚書を締結することにより、倉庫以外の目的に利用できるということになっております。

今回の事案は、この倉庫所有者の方から25日に港湾政策課に展覧会の内容を報告されたことをきっかけに、この万代中央ふ頭の構想に基づくまちづくりの活性化につながるかどうかといった検討をしておりました。

岡委員から分かりにくいというところがございますけれども、その理由をいろいろ検討していたところがございますけれども、先ほどの繰り返しになりますが、本展覧会の目的が一度立ち止まり、協定が継続しているホール計画を含め考える機会を設けるべきとホームページに記載されていること、それから万代中央ふ頭のまちづくりの内容にも触れられていないといったことから、万代中央ふ頭のまちづくり及び活性化につながらないということと、また新ホールのプロポーザル手続が進む中、万代中央ふ頭での開催は新ホール建設に混乱を招くおそれがあると判断したものでございます。

更に詳しく言いますと、万代中央ふ頭での展覧会の開催は集う、憩う、楽しむなどのコンセプトでにぎわいづくりを進めております。こういった万代中央ふ頭の和やかな空間の雰囲気合わないだけでなく、民間主導によりこれまで長い歴史をかけて積み上げてきた万代中央ふ頭のブランドの価値の低下を招くおそれが懸念されるなど、にぎわいづくりにつながらないものと考えたところでございます。

また、万代中央ふ頭の第1倉庫は県の港湾用地に建てられておりますので、万代中央ふ頭が実際県のホームページなどでイベントとかショップとか、そういった情報を発信しているところでございます。

そこでこういう展覧会があると、あたかも県が展覧会に関わっているとの誤解を招くとの懸念もあることから、新ホール建設に混乱を招くおそれがあると判断したものでございます。

こうしたことから本展覧会の開催場所としての利用は、万代中央ふ頭の目指すまちづくりにつながらないという判断をしたものでございます。

岡佑樹委員

見事な時間潰しありがとうございます。何か1期目の時を思い出しました。よくやられました。聞いてもないことを喋って。さっき言いましたよね、聞いたことだけ答えてくれって。誰が1960年代の話からしてくれって言いましたか。こんなことしなくたってほとんどの人は分かっていますよ、状況は。何の説明にもなっていないし、今の話では。さっき言ったことの繰り返しですよ。

具体的に活性化って何なのですか。人が集まったりとかするところでしょう。憩いの場所なのでしょう。人は集まりますよ、だって見に行きたかったって人はたくさんおりましたもの。何で憩いの場所にならないのですか。別にその周辺で憩っている人はいっぱいいらっしゃると思います。ほかの店にだって良い影響が与えられるかもしれませんよ。来た人がちょっと御飯でも食べていこうか、ちょっと店を覗いていこうかって、その辺は十二分に考えられると思いますけど。

イベントするのに一々何で万代中央ふ頭のまちづくりの内容に触れないといけないので

しょう。最終的には今のホールの計画の足を引っ張るような計画だからやっただけな
いってことでしょう。結局はそういうところじゃないですか。

底地が県で上は民間で、民間主導でって言うけど、私たちの意向に沿わんようなものは
させるわけにいかないだろうって潰したのでしょうか。

何であわぎんホールだったら良かったのについて言うのですか。だってあわぎんホールも
そうでしょう。県物だと思っている人はいっぱいいますよ。しかも場所が横でしょう。
そこでやったほうが余計思われるのと違いますか、県が主導しよんかって。余計思われる
と思いますよ。言っていることが何一つとして、なるほどなって思えるようなものがない
のです。何でこんなことになるのでしょうか。

先ほども言いましたが、知事はやたらと協議会、協議会と言っていましたから。協議
会の人は関わってないのにいい迷惑です。それこそ話したんかお前って言われますよ。一
体どんな情報共有をされているのですか。そこも正直心配しています、県の行政は今どう
なっているのって。

一番最初は県土整備部で決めたって言っていましたよね。何で副知事とかのコメントと
か出てくるのか。副知事は関係あるのですか。決定過程に関与しているのですかね。ボト
ムアップで部で決めたのでしょうか。関係あったのですか。副知事も話合いに入っていたの
ですか。報告をしたのですか。

混乱を来すっていうのと、明らかにそういう、止めてやろうという意思があるようなイ
ベントだから止めたというのは違いますよ。物言いが違うし考え方が違いますよ。ではな
いですか。

民間の人がこんなことをされたら、うちの地域のイメージが悪くなるかもしれんという
ものがあつたから、我々が盾になってあげたんだっていうにもかかわらず、いや我々の
ホールの計画がやっと設計者が5社出てきて2次審査まで進もうとしている時に、前の計
画の展示をされたら混乱するのではないかというよく分からない理由でこのイベントを止め
たっていうのは、何回聞いても何言っているかが分からない。1時間45分の記者会見を昨
日全部聞きました。言っていることにすごく齟齬が。民間の人が止めてくれって、止めた
いって言っているから泥をかぶったと言う割には、いや我々の意向に沿わないようなこと
するからって言うではないですか。どっちなのですか。全然違うこと言っていますよ。

民間の人らが止めたいと思うのだったら、別に県が入らなくても止められるわけでしょ
う。だって強行もできるだろうと言われているから、止めることはできるはずなのです。
だって自分の所有の倉庫やから。逆に言うと、県で話合いをする必要ないのですよ、民間
でやることなのだから。上物は民間のものですから、どのようなイベントをやるかっ
ていうのは、例えば協議会で判断してくださいって。うちは底地を貸しているだけなので、
イベントの内容には一切タッチしませんと言ったらそれで済んでいた話なのですよね。そ
れを直前になって急に止めた。いろんな言い訳はあると思います。そんなつもりはなかつ
たって、表現の自由を害する意図はなかった、嫌がらせをする意図はなかった、あんなつ
もりはなかったって。それが、そうかって通っていくのだったら世界中からありとあらゆる
ハラスメントはなくなりますよ。そんな気でなかったのだから言ったら済むとでも思っ
ているのですか。SNSは大炎上です。何という県だって言われていますよ。

みんな一生懸命仕事しているのに、あの県はどんなになっているのだろうかって言われ

ていますよ。今までにもこんなことありましたけど、ほかにも似たような事例がいっぱいありました、小さいやつも。ようやく表に出てきてくれたのかというような気がしています。

先ほど竹内委員もおっしゃいましたけど、明らかに自分らの方向性に合わない都合の悪いものだから止めてしまえという意図で止めたとしか考えられない。明確な証拠があるわけではないです。そうやって言ったようなデータがあるわけでもないし。だけどそれこそ状況です。いろんな状況を見てきて、どう考えたって自分の意向に沿わないものは排除していくのだから、自分の足を引っ張ろうとするようなやつを排除していくんだっていうようにしているようにしか見えません。

表現の自由の侵害でもあるのでしょうか、これは権力の濫用であり、言論統制です。意向に沿わないものをしゃべらせない、展示もさない、見せもしない。よくメディアさんの会見とかでもおっしゃっていますよね。前に向いて協力して足を引っ張るようなことをするなって。それ自分の言うことを聞けっていうことじゃないですか。何もかも肯定して良いように書けて、本人は気付いてないのかもしれませんが、そういうことですよ。

今回のことも分かりやすい形だろうと思います。しかも昨日の記者会見の内容を見たら、いらんことをするのだったら後でとんでもない目に遭わすみたいなことを言っているでしょう。事実は分かりませんよ。事実は一つとか、真実は一つとか言っていましたけど、権力者が言うからそれが真実ではないし、事実でもないです。僕も多分言ったのだろうなと思います。そうじゃなかったら、あの人があんなLINEの内容まで見せてやる必要がない。

また新しい情報とかが出てくると思うので、またそれを基にしてこれからもこのことは追求していかなきゃいけないと思います。もし、もしですよ、知事が昨日の記者会見の原因となったような発言をされたりとかということがあったら、これは絶対に許されるべきことではないと思うので、徹底的に追求していきますので今日はこの辺でやめときます。

岸本淳志委員

いろいろと万代中央ふ頭におけることについて、各委員からの質問に対する答弁をお聞かせいただきまして、私も行政の基準とかルールに基づいて判断することは当たり前だと思っておりませんが、午前中、山西委員からもありましたけれども、今回、基準というかルールが明確でなかったことが混乱の原因であって、県として誠実さに欠けた対応であったのではないのかと考えております。

今後はこれまで万代中央ふ頭を創り上げてきた民間の皆さんとともに、具体的なルールづくりを進めて、更なるにぎわいづくりに取り組んでいただきたいと考えておりますが、部として少しまたコメントを頂きたいのですけれど、いかがでしょうか。

神原県土整備部長

今回のイベント開催への対応につきましては、港湾管理を担当する県土整備部として、万代中央ふ頭の倉庫所有者に対し、覚書に基づき要請したものであります。

一方で委員の皆様から御指摘がありましたように、規制緩和による万代中央ふ頭の倉庫利用に関して、手順や手続等の具体的なルールが明確でない部分があったため、具体的な

展示会の目的や内容を倉庫所有者と県が確認できないまま主催者の方の準備が始まり、結果として開催を直前に控えた時期での要請となり、主催者をはじめ、関係する皆様に御迷惑をお掛けしたことは、重く真摯に受け止めております。

今回の主催者の皆様をはじめ関係者の皆様に対し、経緯を含め、丁寧な説明を尽くしてまいりたいと考えております。

今後は、万代中央ふ頭のにぎわいを創り上げてきた重要なパートナーである民間事業者の方々や関係者の方と今回の手続をしっかりと検証し、山西委員から御指摘いただいた手順や手続等の具体的なルールを明確化することを、関係者の皆様と更に連携して、そして体制を立て直し、万代中央ふ頭のにぎわい創出を進め、県民の皆様に愛される万代中央ふ頭を民間事業者の皆様と一緒につくってまいりたいと考えております。

達田良子委員

展覧会の件に関しましては、もう竹内委員や岡委員、岸本委員に聞きたいなと思っていたことを全て聞いていただきました。

それで感想的なことになるのですが、私はこの議論を聞いていて、県といいますか知事といいますか、一体何を恐れているのだろうかという思いがいたします。今進めている計画が本当に自信を持って、真っ直ぐこれ進めていくのだということであれば、どんな展覧会が開催されようと思わないと思うのです。

いろんな理由を付けて展覧会をやめてくださいということで、結局はやめさせてしまったということになりますと、これは今進めている計画に何か不安があるのではないかと、かえって県民が疑念を抱くことになってしまうのではないかと。いや本当にそういうようなまずいことをしてしまったなと私は思います。これを中止していただくというようなことをしてしまったことについて、かえって反対の効果といいますか、混乱を招くってここに書いてますでしょう、新ホール建設に混乱を招くおそれがあるからこのイベントをやめさせてもらったということになるのですけれども、これをやめさせたこと自体が混乱を招いているのだというようにはお考えにならないでしょうか。

村上港湾政策課長

ただいま達田委員から、混乱を招くというところについての御質問がございました。

これは港湾政策課としての、港湾管理者としての判断で進めていったところでございますけれども、この本展覧会の目的が、ホームページにございましたように、先ほども申し上げましたけど、一度立ち止まり、協定が継続しているホール計画を含め、考える機会を設けるべきといったところ、それから万代中央ふ頭のまちづくりの内容に触れられていないといったことから、万代中央ふ頭というこの場所におけるまちづくり及び活性化につながらない、そういったような判断でございました。

達田良子委員

この一度立ち止まり、考える機会を設ける、こういうことがおかしいのだとおっしゃるのですけれども、私は広く県民の皆さんに一度立ち止まって考えていただく良い機会になるのではないかなと思うのです。

そして、これがどう進んでいくにしても、考える機会を作ってみんなで議論していく、考えていく、こういう時間が必要だと思うのです。それなのに、これが混乱を招くことになっていくと、なぜそういう考えていくのかなと、その考え方が私は少し理解できないわけなのです。

県民の皆さんと色々な場で色々な方法で、このホールについて考えていくということを、今までは余りやっていないと思うのです。ですから、これは非常に良い機会にもなっただろうし、もしこの企画がなかったとしても、そういう考える機会っていうのは設けていくべきでなかったかと思うのですけれども、そういうようにお考えにはならないでしょうか。

川真田琢巳委員長

小休いたします。（14時17分）

川真田琢巳委員長

再開いたします。（14時18分）

達田良子委員

先ほど申しましたように、これは今、県が、知事が進めている計画を無理やり進めていくのだなということを県民の皆さんに強く印象付けてしまったという感が拭えません。ですから、こういうような非常に県民の意思を無視したやり方というのは改めていただいて、誰でもが自由に開催できる、そして県民の皆さんに呼び掛けることもできる、お話し合いもできるような取組にしていきたい、そういう県にしてもらいたいというように思いますので、是非こういうことが二度と起きないようにお願いをしておきたいと思います。

もう 1 点なのですけれども、今は梅雨の季節で、先日の台風で大雨が降りました。あちこちでいろんな大小の被害が起きたと思います。徳島県内でもいろんな被害がありましたけれども、徳島県内で河川とか海岸とか、いろんな樋門とか陸閘とか水門、いろんな施設があるのですけれども、台風が来て雨が降るとなりますと、この施設の適切な管理を行うことが大事だと思うのです。ですから、その適切な管理ができていなかったために被害が出たということがあってはならないと思うのです。県の中にも、水防計画を見ましてもものすごくたくさんの施設がありますけれども、そういう施設をどのように管理して、決してヒューマンエラーが起きたりしない、災害につながらない、そのために県はどのような対策を講じているのか、その点だけお尋ねしておきたいと思います。

披田河川政策課長

ただいま達田委員より、水門・樋門の管理体制について御質問を頂きました。

河川政策課が所管する水門・樋門については、平時には月 1 回以上の点検・清掃を実施するほか、出水期までには水門・樋門の開閉操作の確認等を行っており、出水時には確実な開閉ができるよう努めているところです。

達田良子委員

私が住んでおります阿南市でも、過去には水門をきちんと閉めることができなかった、開閉について適切な対策ができなかったということであちこちで浸水被害が起きてしまったことがあったのです。大きな被害が起きて住家の被害もたくさんございました。中には水門の管理者の方が留守にしていたとか、そういうのがあるわけなのです。

ですから、絶対にそういうことで被害が起きないように、県がどのような取組をしているかというのをきちんと図にも書かれているのですけれども、このとおり操作についてずっと最終的な管理者のところ、責任者のところまで行き渡っているかということを、きちんと点検できる対策ができているのかどうか、その点を教えていただけたらと思います。

また付託委員会でこのことにつきまして、もう少し詳しくお聞きできたらと思っておりますので、今回は連絡体制ですね、その点だけどのようなになっているのかお尋ねしておきます。

披田河川政策課長

達田委員より、連絡体制について御質問を頂きました。

各水門・樋門については、第 1 操作人、第 2 操作人といった複数名で対応しており、それぞれ連絡先を把握しております。台風や洪水の発生が予見されるときには事前に連絡するなど、確実な操作ができるよう取り組んでいるところです。

川真田琢巳委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で県土整備部関係の調査を終わります。

次に、当委員会の県外視察についてでございますが、7 月 29 日から 30 日までの 2 日間の日程で、県土整備施策等を調査するため、群馬県の関係施設等を視察したいと考えておりますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、さよう決定いたします。

これをもって、県土整備委員会を閉会いたします。（14 時 23 分）